

平成28年10月6日（木）から

秋田県の最低賃金が変わります。

1時間あたり (21円引き上げられ)

716円に！

秋田県内すべての労働者に適用されます。

最低賃金の引き上げに伴い、中小企業等の経営力強化・生産性向上のための支援として、次の助成金が拡充されました。ご利用をご検討ください。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。引上げ額や助成率、上限額が拡充されました。

事業場内最低賃金の引上げ額

30円以上～120円以上

助成率

1/2～4/5

助成の上限額

50万円～200万円

※詳細は別添資料をご覧ください。

※申請は第二次補正予算成立前でも可能です。

キャリアアップ助成金

中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合に今までの支給額に加算する措置を設けました。

現行制度に加えて、

- すべての賃金規定等を改定した場合
1人当たり 14,500円(※18,000円)加算
- 一部の賃金規定等を改定した場合
1人当たり 7,600円(※9,600円)加算

※生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。

※詳細は別添資料をご覧ください。

※第二次補正予算の成立、省令の改正等が必要であり現時点ではあくまでも予定です。

ご注意ください



次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (3) 1ヶ月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金

ご存知ですか？

- ※ 最低賃金制度は、国が最低賃金法に基づいて賃金の最低額を定め、使用者は、これ以上の賃金を労働者に支払わなければならないとするものです。
- ※ 今回改正された秋田県最低賃金は、県内の事業所に雇用される全ての労働者に適用される地域別最低賃金です。
- ※ 最低賃金は、臨時職員、パートタイマー、アルバイト等を含む全ての労働者に適用されます。
- ※ 日給や月給等の場合についても最低賃金は適用されます。時間額に換算して最低賃金と比較します。
日給額 ÷ 1日の所定労働時間数 月給額 ÷ 1か月の平均所定労働時間数
- ※ 使用者の方は、最低賃金を下回る金額で労働者を使用すると最低賃金法違反となります。

最低賃金に係る問い合わせは・・・

秋田労働局賃金室（018-883-4266）または最寄りの労働基準監督署